

主 文

被告人を懲役29年に処する。

未決勾留日数中800日をもその刑に算入する。

理 由

5 (罪となるべき事実)

被告人は、内装業を営み、Aが代表取締役を務める株式会社B（以下「B社」という。）から下請けとして仕事を請け負い、Cに自らの下請けとして仕事をさせていた。

第1 被告人は、令和4年5月1日、工作中に、Cに対し、B社に火をつける、
10 Aを殺す、金を請求する旨発言し、同月3日、Cに対し、ゴールデンウィーク明けにAを殺害する旨のLINEメッセージを送り、同月13日朝、同日に予定されている工事の後にB社の事務所兼作業場（以下「本件現場」という。）でAの殺害等を実行する旨のLINEメッセージを送り、Cから、了承する旨のLINEメッセージを受け取った。被告人は、C、Aらが参加した工事を同日から同月14日早朝にかけて行った後、Cとともに、本件現場に移動するな
15 どした。

被告人は、Cと共謀の上、同月14日午前9時40分頃から同日午前9時48分頃までの間に、埼玉県朝霞市（住所省略）の本件現場（鉄骨造スレート葺平屋建、床面積約122平方メートル）内において、A（当時43歳）に対し、
20 殺意をもって、その頭部をバール（長さ約74.7センチメートル、重量約1.15キログラム）で複数回殴り、頭蓋骨陥没骨折、脳挫傷等の傷害を負わせた上、Aが現にいる本件現場に何らかの方法で火を放ち、その火を本件現場の床、壁、天井等に燃え移らせ、よって、本件現場の一部を焼損（焼損床面積約37平方メートル）するとともに、その頃、本件現場において、Aを急性一酸化炭
25 素中毒及び火焰暴露による火傷の競合により死亡させて殺害した。

第2 被告人は、B社から請け負った工事に関し、支払を受けていない人工代があ

るかのように装ってB社から金銭をだまし取ろうと考え、Cと共謀の上、同年6月3日、埼玉県志木市（住所省略）株式会社Dにおいて、被告人が、Aの死後にB社代表取締役役に就任したE（以下「E」という。）に対し、内容虚偽の「請負工事未精算一式」などと記載した「御見積書」と題する書面及び架空の人工代を記載した同年2月分、同年3月分、同年4月分の内訳書等を提出した上、同社から支払を受けていない人工代がある旨言って、人工代合計283万8000円の支払を請求し、Eに同請求が正当なものであると誤信させてその支払を受けようとしたが、Eがその支払に応じなかったため、その目的を遂げなかった。

第3 被告人は、B社から請け負った工事に関し、人工代を不正に水増しし、その差額の金銭をB社からだまし取ろうと考え、同日、前記株式会社Dにおいて、Eに対し、人工代合計19万8000円を水増しした内容虚偽の請求書を提出し、Eに、同請求書に記載された請求金額が正当な請求金額であると誤信させ、よって、同月6日、F信用金庫G支店に開設されたB社名義の普通預金口座から、H銀行I支店に開設された被告人名義の普通預金口座に水増し金額19万8000円を含む合計158万170円を振込入金させ、同水増し金額をだまし取った。

（争点に対する判断）

第1 争点

弁護人は、判示第1の事実について、殺人及び現住建造物等放火の実行はCが単独で行ったことであり、被告人は、その共謀及び実行行為を行っていないので、無罪である旨主張し、被告人もこれに沿う供述をする。判示第3の事実については、外形的事実争わないが、法的に詐欺罪が阻却され、無罪である旨主張する。

第2 前提事実（日付の記載は、令和4年を省略する。）

1 本件当時、被告人は、J内装という屋号で、Cは、K内装という屋号で、それぞれ内装業を営んでいた。Aは、B社の代表取締役として、内装業を営んでいた。J内装はB社の下請けであり、K内装はJ内装の下請けであった。

2 被告人は、令和4年初め頃から、B社から、テレワークブースの工事を含めて、

内装工事等の下請けを受けるようになり、これらの工事をCに下請けさせることもあった。

3 神奈川県大和市にあるマンションのリフォーム工事を、B社が元請会社（以下「L社」という。）から請け負い、J内装、K内装の順で下請けさせ、実際の工事の
5 施工はCが担当していた。3月28日、同工事の終了時の点検において、L社の担当のMは、Aらの同席する場で、Cに対し、工事の完成度の低さを厳しく叱責した上、Aに対し、是正工事を指示し、同工事の担当からCを外すよう求めるなどした。

4 5月10日、債権者をN、債務者を被告人、連帯保証人をAとして、Nから被告人へ300万円貸し付ける旨の「金銭借用書」が作成され、被告人は、Nから貸
10 し付けられた300万円を受領した。同書面には、返済期限が、債務者は5月16日、連帯保証人は5月20日と記載されていた。

5 同月13日から14日にかけて、A、被告人、C、M、Oは、JR新宿駅付近のテレワークブース解体工事に従事した。同日早朝、A、被告人及びCの2人、Oは、それぞれが乗車する車に3台に分かれて、本件現場に移動した。

6 同日午前9時40分頃から同日午前9時48分頃までの間に、判示第1の殺人、
15 放火が発生した。

7 6月3日、Aの死後にB社の代表取締役となったEは、Aの父、被告人らと、その後のB社の業務について話し合った。その際、被告人は、Eに対し、①架空の人工代合計283万8000円が含まれる、税込み工事金額合計324万5000
20 円の見積書、2月分、3月分、4月分の内訳書（判示第2）、②4月30日付の合計金額158万7200円の請求書（判示第3）を交付して、それぞれ同額を請求した。

8 同月6日、Eは、B社名義の普通預金口座から、被告人名義の普通預金口座に158万170円を振込入金した。

第3 殺人、現住建造物等放火事件

25 1 犯行に至る経緯について

(1) 客観的な証拠関係及び争いのない事実関係

5月1日、被告人は、CとPが同席する内装工事の作業中、Aの殺害や、B社への放火に関する旨の話をした。

同月3日、被告人は、Cに対し、LINEで「で、Aの顔見てフツフツさせてゴールデンウィーク明け殺処分（笑）」とのメッセージを送った。

5 同月13日午前7時23分から同日午前7時26分にかけて、被告人は、Cに対し、LINEで「新宿終わったら例のやつやっちゃいましょー」「諸事情で今日の夜終わり倉庫戻って確実に決めたい感じです」とメッセージを送信し、これに対し、Cは、「流れ了解しました」と返信した。

同月14日午前5時20分頃、被告人はCとコンビニエンスストアに行き、食料
10 品を買い物中、被告人は「これがもしかしたらシャバで最後の飯」と発言し、被告人とCは一緒に笑った。

(2) C及び被告人の各供述要旨

Cは、5月1日の工作中、被告人からAの殺害等の話を持ち掛けられた。このときは、冗談だと思ったので、肯定的な返事をしたが、被告人から、「芋引くなよ。」
15 と、おびえて逃げないように言われた。半信半疑ではあるが、5月3日のメッセージは、5月の連休明けにAを殺害するという内容であり、同月13日のメッセージは、同日のJR新宿駅付近のテレワークブース解体工事後、B社に戻った後にAを殺害するという内容と認識し、これについて了解した趣旨で返信した旨供述する。また、被告人の「シャバで最後の飯」との発言は、Aの殺害の実行を示唆していると理解
20 した、と供述する。

これに対し、被告人は、5月1日は、QがAをさらう、殺すなどと発言していたという話をした。Cに、3割の報酬でAから金を回収してくれと言ったことはあるが、冗談である。5月3日の殺処分というメッセージは冗談である。5月13日のメッセージは、Cが、3月28日にMから叱責されたことでL社の仕事から外れた
25 い旨の申し出があったことから、Aにその旨を話して、了承してもらうことを確実に決めたいという意味である。コンビニエンスストアでの発言は、Aとの話し合い

次第では、Cが一時的に外れているL社やB社の現場で働くことになるので、シャバで最後の飯と言った、と供述する。

(3) C及び被告人の供述の信用性の検討

前記LINEメッセージの意味を文字どおりに解釈すれば、5月3日のメッセージは、Aを殺害する意図と5月の連休後という殺害の時期を示したものである。同月13日のメッセージは明確に殺害をする文言があるわけではないが、同月3日のLINEメッセージを踏まえれば、殺害を実行する趣旨で「例のやつ」と示したと解することは合理的である。そして、以上のLINEメッセージの内容を踏まえれば、5月1日に被告人から、Aを殺害し、B社に放火し、金を請求する等の話をもちかけられた旨のCの供述も、合理的であり、その信用性は高い。

被告人とCは、Aを殺害する計画の実行直前である5月14日早朝のコンビニエンスストアにおいて、前記の発言を行っている。一般的に考えて、シャバという文言を、刑務所の外という以外の意味内容にとらえることは困難であり、以上のLINEメッセージ等を踏まえれば、Aを殺害する計画を実際に実行する際の心情が現れた発言と理解するのが自然である。この点でも、Cの供述は合理的であり、被告人の供述は不合理である。

弁護人は、Cの供述を前提とすると、犯行に必要な凶器を事前に準備しておらず、Cが持ち込んだ凶器を被告人が確認しないなど、殺人、放火の計画がされていたというには、不自然である旨主張する。しかし、Cは実際に工事の道具であるバールをすぐに凶器として準備できたこと、本件現場には凶器となり得る資材や工具等が多数あったこと等を踏まえると、計画実行に必要な算段はされていたと考えられるから、不自然とはいえない。

被告人は、LINEメッセージの趣旨やコンビニエンスストアでの発言について、CがL社の作業現場で働くことを嫌がっていることから、CをL社の下請けから外すことをAに相談することを前提としたやり取りである旨供述する。しかし、被告人は、自分で下請けの業者や人選を自由に決められる立場であったことを認めてい

る。そうすると、被告人は、自分の判断でCをL社やB社の現場から外すことは可能であったはずである。Aに対し、Cを現場から外すかどうかを相談するためであったなどの被告人の供述は、そのような相談の必要性も合理性もなく、信用性に乏しい。

5 2 犯行直前及び犯行状況について

(1) 客観的証拠関係

5月14日午前5時43分頃から同日午前6時11分頃にかけて、被告人とCは、本件現場付近に車を停車させるなどし、その後、一度その場を離れた。同日午前8時58分頃、被告人とCが乗車する車が本件現場付近を走行する様子が防犯カメラ
10 に記録されており、同日午前9時頃、被告人とCは、再び本件現場付近に戻った。

同日午前9時38分頃から同日午前9時40分頃まで、AはRと電話しており、犯行時刻は、早くともこの電話の後である。また、同日午前9時48分頃、被告人及びCの乗車する車がB社から立ち去る場面の映像が他車のドライブレコーダーに記録されており、犯行時刻は、遅くともこの前である。また、同日午前9時49分
15 頃、本件現場から煙が上がっている映像が記録されており、遅くともこの時点では、本件現場内で燃焼が始まっていたと考えられる。

Aの遺体のうち、後頭部右側に2か所、右側頭部に1か所、後頭部に1か所の各
20 各々開創があった。後頭部右側2か所の各々開創と同じ位置に頭蓋骨陥没骨折があり、そのほか多数の頭蓋底骨折、クモ膜下出血、脳挫傷が生じていた。右側頭・頭頂部には最低二、三回の打撃が加えられたと考えられ、そのほかの箇所にも打撃が加えられたと考えられる。頭部から下肢にかけて、皮膚が焼失したり炭化したりしており、全身に火傷があった。

(2) C及び被告人の各供述要旨

Cは、本件現場内で、被告人から、「武器持ってこい」「俺が気を引いているうち
25 に殴れ」と言われた。前日の新宿の作業で用いたバールを取りに行き、本件現場の作業場に立てかけた。Aが電話をしながら作業場に入ってきて、電話が終わると、

Aは、作業場のバイク前輪付近で、バイクのほうを向いてしゃがみ、バイクの右前輪付近に立っていた被告人と会話をした。Cが、Aの背後に立っていると、被告人が、Cをにらみ付け、顎をAの方向に突き出す動きをしてきたので、ボールを両手に持った。ボールを振り上げると、再び、被告人から顎を突き出す動きをされたので、殴る指示だと思い、ボールのくぎ抜きの丸みを帯びた部分で、Aの首の右後ろを殴った。Aは意識を失ったが、数秒で意識を取り戻したので、首付近、右後頭部付近をそれぞれ1回殴ると、Aは左半身を下にしてうつ伏せに倒れた。被告人にボールを渡すと、被告人は、ボールのくぎ抜きのとがった部分で、Aの右後頭部を六、七回か、七、八回殴った。Cは、被告人の眼鏡に血が付着したことに気づいた。Cは被告人からボールを渡され、作業場のあった木材入りのごみ袋に入れた。その後、被告人は、シュッパをAに投げつけた。被告人から、燃えるものを持ってくるよう指示されたので、Cは同ごみ袋をバイク付近に置いた。同ごみ袋に被告人は持っていたジッポーオイルと百円ライターで火をつけようとしたが、火が上がらず焦げるだけだった。その後、被告人が、ライターの火をつけながら本件現場内で見つけたスプレー缶を噴射し、火炎放射のようにして本件現場の事務所内のカーテン等に火をつけた。最終的に、被告人は火をつけるのをやめ、被告人とCは本件現場から外に出た、と供述する。

これに対し、被告人は、本件現場内で、Aは、バイク前方に物が置いてある箇所と南東側の作業台の間に立ち、被告人は、同バイクの右前方と北西側作業台の間に立って、被告人からCをテレワークブースの現場から外す話をした。Aは、Mが怒っても仕方がないなどと話していた。すると、事務所の入り口付近に立っていたCが、勢いよく近づいてきて被告人を殴った。Aは真っ直ぐ倒れうつ伏せになった。Cはそのまま間髪入れずに二、三回Aを殴った。被告人は、Cを制止し、移動させ、Cが持っていたボールを取り上げ作業台に投げた。すると、Aからいびきのような声が聞こえ、C、被告人の順で、本件現場から出た。被告人は車に乗った。しばらくすると、Cが車の助手席に乗り込んできた。本件現場から外に出た後のCの動き

については分からない、と供述する。

(3) C及び被告人の各供述の信用性の検討

Cの犯行状況に関する供述は、遺体の頭部付近の損傷状況等、本件現場のうち作業場のバイク周辺に血痕が付着しており、殴打されて出血した地点と考えられること（以下「受傷地点」という。）、その付近にAの血液の付着したボールや焦げた木材の入った一部燃えたビニール袋が遺留されていたこと、本件現場内の事務所の焼損が激しかったこと等の客観的な証拠関係を合理的に説明することができ、整合する。供述内容は、具体性があり、自然で合理的であり、体験した出来事を記憶どおりに供述している迫真性がある。

10 弁護人は、①被告人が目配せや顎を突き出す合図をしたらAが気付く可能性がある、②被告人がバイク越しでAを殴るのは困難である、③ジッポーオイルで火が燃え上がらないという供述は不自然である、④血痕のついたシュッパ―は、ボールで殴った時点からバイクの下にあったと考えられるから、殴打後に被告人がシュッパ―を投げ付けた旨の供述には疑いがある、⑤殴打によって昏睡状態に陥ったはずの
15 Aの遺体が、受傷地点と異なる事務所内で発見されたことを説明できない、などと主張する。しかし、C供述によれば、①Aはしゃがみこんでバイクのほうを向いており、立って会話していた被告人の目線や顎の動きに気づかなくても自然である。②被告人はバイクの真横にいたわけではなく、前輪右側に立っており、ボールの長さも約75cmであったことからすれば、前輪左側に倒れたAを殴ることは可能で
20 ある。③受傷地点付近には、焦げた木材が置かれており、ジッポーオイルを掛けて火をつけたが燃え広がらなかったという供述は客観証拠と整合している。④被告人が投げたとCが供述するシュッパ―が、バイクの下にあったシュッパ―であるかどうかは不明であるし、他の場所にあったシュッパ―に血痕が付着し、そのシュッパ―を被告人が投げつけた可能性もあり、弁護人が主張するとおりに考えられるとは
25 いえない。⑤医師の見解によっても、Aが、殴打されて直ちに昏睡状態に陥ったとは限らず、被告人とCが本件現場を出た後、自力で移動したと理解する余地はある。

弁護人の主張する点はC供述の信用性に疑いを容れるものとはいえない。

これに対し、被告人の供述を前提とすると、Cが勢いよくAに近づき、立っていたAをバールで殴り、一撃で倒したことになるが、そのようにCが激しい動きをした場合、Aが気付いて抵抗するのではないか、重量のあるバールで急所を正確に殴
5 打することは困難ではないか、立っていたAが転倒した場合に予想される血痕の飛散状況と整合しないのではないか、などの疑問がある。また、被告人の供述を前提とすると、被告人とCは、Cによる殴打の後、一度本件現場から出ており、その後、被告人が車で待っている間、Cが再び本件現場内に戻り、昏睡状態となった体重約
10 56kgのAを事務所まで運び、相応の時間を要すると考えられる事務所内の放火
を実行したことになるが、最初にバールで殴る時間も含めて、8分間という短い時間の中で、Cが一人でこれら全ての犯行を行うことは困難であり、不自然である。

3 犯行後の行動について

(1) 客観的証拠関係及び争いのない事実関係

5月14日午前9時48分頃に被告人とCは、車で本件現場から立ち去ったが、
15 同日午前9時57分頃、被告人はOから本件現場で火災が発生したことを電話で聞いた。同日午前10時3分頃、被告人とCは、作業服等販売専門店を訪れ、被告人は下衣を、Cは上衣及び下衣をそれぞれ購入し、購入商品にそれぞれ着替えた。被告人とCは、再び本件現場に戻り、被告人は、Oと話をするなどした。被告人とCは、再び、本件現場を離れ、Cが作業をする予定であった横浜市内の作業現場に移
20 動したが、Cが働くことはできないとの理由で、作業をすることなく同作業現場を離れ、最終的に、被告人は、Cの自宅がある南越谷まで、Cを送り、その場で、Cと別れた。5月13日のJR新宿駅付近の解体工事から5月14日の南越谷までの移動は、いずれも、被告人とCは、被告人が運転する車両で移動した。

5月15日、被告人は、警察に対し、被告人の携帯電話機を任意提出した。警察
25 が同携帯電話機を確認したが、被告人及びC間の5月3日、同月13日のLINEメッセージはなかった。その後、11月20日、被告人とCは、殺人、現住建造物

等放火の被疑事実により逮捕され、その後押収された被告人とCの携帯電話機の、両者間のLINEメッセージのうち6月1日までの履歴が削除されていた。

(2) C及び被告人の各供述要旨

Cは、Oから被告人に電話があり本件現場に戻ることになったが、服に血痕が付着していることをおそれ、着替えを提案した。作業服等販売専門店で服を購入し、着替えた。本件現場に戻った後、横浜市内の別の現場へ向かった。犯行を行い気分が悪かったので、仕事はせず、当時Cの自宅があった南越谷まで被告人に車で送ってもらった。横浜市内から南越谷までの車内で、被告人から、被告人とCとの間のLINEの削除を提案され、被告人とCでそれぞれ自分のスマートフォンのトーク履歴を削除した。被告人は「嫌いな相手とはいえ殺すのはしんどい」とも発言していた。被告人から、取調べでは寝ていたと答えろとも指示されたので、翌日の警察の取調べではそのとおり答えた、と供述する。

これに対し、被告人は、Oから電話があり、本件現場が火事だと告げられた。本件現場に戻るため、再び車に乗り、被告人は、Cに本件現場が火事であると告げ、Cが放火したのか聞いた。Cは否定しなかった。Cが、服に血痕が付いているかもしれないから着替えたいというので、作業服等販売専門店に行った。被告人が下衣のみ買った理由は5月13日の新宿の作業で汗をかいたので、着替えるためである。衣服を着替えて、本件現場に戻り、横浜市内の現場に向かった。車内でCに放火した理由を聞くと、放火の方法をジェスチャー付きで返答された。横浜市内から南越谷に向かう途中、被告人は、Cに、間違いなく捕まる事件である、現場から離れたから被告人も一緒に捕まることになるだろうから、かばえるところはかばう、と伝えた。車内では、CからLINEのやり取りがまずいと言われ、被告人のスマートフォンのLINEのやり取りをCに削除させた。Cが降車後、Cが脱いだ服が車に置いたままにされていたので、被告人が捨てた、と供述する。

(3) C及び被告人の各供述の信用性の検討

Cの供述は、犯行後、被告人とCが行動を共にし、作業服等販売専門店で衣服を

購入して着替え、本件現場に戻り、その後、横浜市内を經由して南越谷で別れるまでの間に各自の携帯電話機のLINEメッセージを削除した経緯等の客観的な証拠関係に合致し、犯行後の行動としても合理的である。このようなCと被告人の犯行後の客観的行動は、本件殺人及び放火を共謀して実行した者の行動と理解するのが自然である。また、被告人がCに述べた「嫌いな相手とはいえ殺すのはしんどい」

5

弁護人は、本件現場で被告人の眼鏡に返り血が付着していた旨のCの供述を前提とすると、上半身にも返り血が付着したはずであるが、被告人は作業服等販売専門店で上衣を購入していないから、このCの供述には疑いがあると主張する。しかし、Cも、眼鏡のほかには返り血に気付かなかった旨供述しており、仮に、被告人の上衣に返り血が付着していても、黒っぽい色であるため、血痕が見えなかったなどして、着替えの必要を感じなかったことも十分考えられる。眼鏡に返り血が付着した旨のCの供述が虚偽である疑いがあるとはいえない。

10

これに対し、被告人の供述を前提とすると、被告人は、目の前でAに強度の暴行を加え、車内で本件現場に放火をした旨自認したCと、犯行後も長時間行動を共にし、罪証隠滅行為にも及んだことになる。この点について、被告人は、Cについて、かばえるところをかばっていた旨供述する。しかし、被告人が、殺人、放火という重い犯罪について、Cをかばう合理的な理由は不明であり、被告人が犯行に関与していないのであれば、Cに自首を促したり、被告人が犯行に関与していないことを示すための行動に出たりするほうが自然である。さらに、犯行に関与していないのであれば、Cと共にLINEを削除したり、Cの脱いだ服を捨てるといった罪証隠滅行為に及ぶことも不自然である。

15

20

犯行後の行動についても、Cの供述は客観的な証拠関係等と整合して合理的であるのに対し、被告人の供述は、整合的でない。

25

4 Cの供述の信用性

前記検討のとおり、犯行に至る経緯、犯行状況、犯行後の行動を通じて、Cの供

述は客観的な証拠関係等に整合しており、合理的である。

Cの供述は、捜査段階から大きな変遷はうかがわれず、供述態度も真摯である。弁護人は、逮捕直後の上申書では、放火の方法としてスプレー缶の記載がないことを指摘するが、言及がないことがCの供述に疑問を抱かせるほどの不合理なこととは
5 はいえない。

Cは、本件犯行について、被告人から巻き込まれた旨の供述をしており、C自身の関与を矮小化したり被告人の関与を過大にして説明していないか、慎重に検討する必要はある。また、弁護人は、Cが、裁判の証拠内容を知って被告人は隠し事が多い人であると思った旨供述しており、被告人に対し、悪意を抱き、首謀者に仕立て
10 て上げて自分の刑を軽くしようとした疑いがある旨主張する。しかし、現時点においては、Cは、自らの裁判において犯行を争わず、有罪判決が確定して服役中の身であり、被告人に不利益な虚偽供述をすることで得られる利益はない。そもそも、Cの供述は、前記検討のとおり、犯行に至る経緯、犯行状況、犯行後の行動を通じて、客観的な証拠関係と整合しており、信用性が高く、虚偽供述の疑いを具体的に
15 生じさせるような事情はない。

以上からすると、殺人及び放火に係る被告人とCの共謀、実行の少なくとも根幹部分についてのCの供述は、信用できる。

5 被告人の供述の信用性

被告人は、捜査段階の当初、自らもバールで殴打したことを認める旨供述していたが、途中から、犯行を否定する旨の供述に変遷したことがうかがわれる。変遷の理由について、被告人は、当初は、Cをかばっていたが、弁護人から、被告人は罪を犯したと思っていない旨の妻からの伝言を聞いて、本当の話をすることにした旨
20 供述する。しかし、Cをかばうといっても、自らがバールで殴打したことを認める虚偽供述をすること自体が不合理であり、また、妻の伝言は、事実の自白から虚偽
25 の否認に変遷した契機と理解することも可能である。重要な供述の変遷が合理的とはいえず、被告人の供述に疑問を抱かせる事情である。

そもそも、前記検討のとおり、被告人の供述は、犯行に至る経緯、犯行状況、犯行後の行動に関する客観的な証拠関係や争いのない事実関係に照らして、合理的に説明できず、不自然な点が多い。

5 以上からすると、殺人及び放火についての関与を否定する旨の被告人の供述は、信用できない。

6 殺害の動機並びに殺意及び共謀の発生時期について

(1) 関係証拠によれば、B社は、被告人を含めた下請け業者に対する代金の支払が遅れたり、一部を支払わなかったりしており、被告人の公判における供述からも、被告人は、Aに対する不満を抱いていたことがうかがわれる。Cも、大和市のリフォーム工事で叱責された経緯からMに対して不満を抱いていた旨供述しており、このことがAに対する不満にも結びつくとは限らないにせよ、何らかの不満を抱いていた可能性も否定はできない。このような不満が、Aに対する殺害の動機に寄与したことは考えられる。しかし、前記検討のとおり、5月1日のAを殺して金を請求する旨の発言があり、実際に、被告人が、B社の代表取締役となったEに対し、
15 犯行後、請求に関するメールを送付するなどした上、6月3日、架空の人工代283万円8000円を含む請求をして、判示第2の詐欺未遂にも及んでいること、Nから借り受けた300万円の返済期限が5月16日とされており、自らに対する返済請求を回避してAの遺族らに負担させる利益もあることなどからすれば、被告人における殺害の主な動機は、Aの死亡に乗じて、B社等から金銭的利益を得る目的
20 であったと認められる。

(2) なお、Nからの300万円の借入れについて、契約書上、前記のとおり、被告人が債務者であり、Aが連帯保証人である。この点について、被告人は、Aから、テレワークブースの事業について、それまでS内装を通じて請け負っていたJ内装が、直接B社から請け負うための前払金を約束されていた、Aは、Nから300万円を借りて前払金として被告人に交付してくれた、Nからの借入れは、実際にはA
25 が債務者である、などと供述する。

しかし、関係証拠によれば、当時B社は経済状態が悪かったと認められるのに、見込みの状態であるテレワークブース工事の製作費の前払いとして300万円を被告人に支払うことはリスクが大きく、不合理である。そして、被告人に300万円を支払ってまで、S内装を外して直接被告人に下請けするという積極的な事情も
5 かがわれない。Aは、Nに300万円の貸付けを依頼する際、知合いの職人が下請けに金を払えずにいるので、貸してやってほしい旨説明したことが認められ、この説明にも整合しない。

以上の検討のとおり、Nから借り受けた300万円は、被告人がAからもらえるはずであった前払金であり、Aが債務者である旨の被告人の供述は、不合理であり、
10 信用できない。

(3) 被告人は、5月1日、前記のとおり、Aを殺害する、B社に放火する、金銭を請求するなどの発言をし、Cに対し、「芋引くなよ」と言って、念押しもした上、同月3日のLINEメッセージで、連休明けに殺害を実行すること、同月13日のLINEメッセージで、同日夜の仕事の後に殺害を実行することを伝えて、Cに了承
15 させている。Cは、5月1日の発言について冗談と思っていた旨供述し、LINEメッセージについても半信半疑であった旨供述する。しかし、その後の経緯に照らせば、被告人の5月1日の発言は、単なる冗談ではなく、現実に実行する計画としてCに伝えていたと理解するのが自然である。また、Cも、犯行当時、被告人の指示に従って、凶器とするバールを選んで持ち込んだり、殴打を実行する等の的確な
20 実行行為に及んでいることに照らせば、5月1日の時点では冗談と受け取ったにせよ、LINEメッセージの授受を通じて現実の犯行計画と認識していったとみるべきであり、Cが供述する「半信半疑」という表現は、犯行計画の現実性を否定する趣旨ではないと理解すべきである。以上からすれば、遅くとも、同月13日の時点では、被告人とCの間で、Aの殺害等の共謀が成立したといえる。

25 7 結論

以上の検討のとおり、本件殺人及び放火について、被告人が共謀し、実行した旨

のCの供述の信用性を肯定できる。判示第1のとおり、被告人が殺人及び放火について、Cと共謀して実行したことを認定できる。

第4 詐欺既遂事件について

1 関係証拠によれば、被告人は、判示のとおり、6月3日、Eに4月30日付請求書（以下「本件請求書」という。）を交付して、請負代金158万720円を請求
5 した。本件請求書に内訳として記載された、品名「朝霞 ブース製作」、金額「¥560,000」の記載は、4月分のテレワークブース製作・設置工事についての人工代であり、1人工で2万円を単価とした28人工を指している。実際の4月分の人工は19人工であり、9人工分の税込み19万8000円分は水増しの金額である
10 （以下「本件水増し分」という。）。

6月3日時点で、B社の代表取締役はEであり、B社の支払を決定する立場にあった。Eは、9人工分19万8000円が水増しであることは知らず、知っていたら請求に応じて支払うことはなかった、などと供述しており、同供述は合理的で自然であり、その信用性に疑いはない。常識的に考えても、本件請求書に記載された
15 工事内容が実際に実施された工事であり、その金額もJ内装に支払うべき正しい報酬額であることは、請求に応じて支払うかどうかを判断する上で重要な事項である。

被告人は、Eに対し、本件水増し分を説明することなく、本件請求書を交付して請求しており、Eが本件水増し分を知らないことも認識していたと考えられる。

以上によれば、被告人は、本件水増し分についても実際に実施された工事である
20 と偽って請求したものと評価でき、詐欺罪に当たると認められる。

2 弁護人は、本件請求書の内訳は、単なる水増し金額ではなく、現場名の付け替えとしてAから了承されていたから、詐欺罪の成立は阻却されると主張し、被告人は、B社は、J内装に対して、3月28日のマンションの是正工事の請負代金10万円、及び、B社からS内装を通じてJ内装が下請けをしたさいたま市桜区西堀で
25 の工事の4人工分について、未払金があった、Aは、生前、これらの未払金をテレワークブースの工事代金に付け替えて請求することを了承していた、と供述する。

しかし、前記検討のとおり、本件請求書によって水増し請求をした当時の代表取締役はEであるから、弁護人が主張する事情は、本件で法的に詐欺罪の成立を阻却するものとはいえない。

また、関係証拠によれば、B社の元請けであるL社からB社への支払が滞っていた事情もあり、4月のB社の経済状態は悪かったと認められる。そして、被告人の供述を前提としても、前記マンションの是正工事は、元請けであるL社からの代金支払が期待できないものである上、被告人から請求しなかったのに、Aから請求するよう勧められたというのであり、経済状態の悪いAの行動として不自然である。また、西堀での工事については、B社は、S内装にも支払う必要がある上、減額した額の支払はしていたというのであり、直接の下請けではないJ内装に支払うと二重払いとなり、やはり不自然である。B社で長年経理を担当してきたEは、異なる作業現場の人工代を付け替えて請求されたり支払ったりしたことはなく、そのようなことをする必要もない旨公判で供述しており、同供述は合理的で信用できる。したがって、Aが別の工事代金を付け替えて請求することを了承していた旨の被告人の供述は、信用できない。

以上のとおり、詐欺罪の成立が阻却される旨の弁護人の主張は採用できない。

3 以上の次第で、判示第3のとおり、詐欺罪が成立する。

(量刑の理由)

殺人、現住建造物等放火の犯行態様は、被告人が被害者と話をして隙を作り、被害者の背後から、共犯者が、金属製で約1.15キログラムもの重量のあるバールを用いて、被害者の首や後頭部付近を狙って3回殴り、気絶させ、さらに、被告人が、同バールのとがった部分で被害者の頭を複数回殴った上、本件現場の事務所に放火し、被害者を死亡させたというものである。犯行態様は、強固で強い殺意に基づいた、非常に残虐なものである。

被害者の遺体は、殴打による頭部の骨折等に加え、火傷によって高度に炭化した状態で発見された。このような無残な最期を遂げた苦しきは想像を絶するものであ

り、結果は重大である。当然ながら、被害者遺族の処罰感情は峻烈である。

被告人は、犯行を発案し、共犯者に指示し、共犯者は、被告人からの発案を了承し、指示に従って犯行を実行している上、被告人は、取引関係を含めて、共犯者よりも上位の地位にあったことを踏まえると、本件において、被告人が、犯行の計画
5 を首謀し、主導していたと評価すべきである。

被告人が、被害者殺害後、ほどなく水増し請求書を作成するなどの詐欺未遂、詐欺既遂に向けた行動や、300万円の返済請求を回避するための行動を取ったことも踏まえると、被害者の死亡に乗じて金銭的利益を得る目的は顕著である。被告人は、300万円の借入れ後、わずか3日でそのほとんどを費消し、借入れ前後にわ
10 たり1日で数十万円をギャンブルに費消するなどもしており、経緯にも酌むべき事情はない。被告人は、被害者の生命を金銭的利益を得るという目的の手段と扱って殺害に及んだといえ、その動機は身勝手であり、最大限厳しい非難が相当する。

本件は、保険金目的・相続財産目的による殺人の事案ほど高い可能性で高額な金銭を得ることが見込まれる事案ではなく、実際に詐欺の犯行で得た金額も高額とはいえないが、このことを踏まえても、殺人（1件）の中で検討すると、極めて悪質
15 な部類である。

以上の犯情に加え、被告人が詐欺未遂については認めていること、被告人に前科がないことなど、被告人に有利に酌むべき事情を考慮したが、被告人には相当長期の懲役刑に処することが必要であり、主文の刑に処することが相当と判断した。

20 よって、主文のとおり判決する。

(求刑－懲役30年)

令和7年12月17日

さいたま地方裁判所第3刑事部

25

裁判長裁判官 井 下 田 英 樹

裁判官 深 澤 純 子

5

裁判官 山 本 奈 央